

# 滞在地における不在者投票について

仕事先、旅行先などの滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投票を行えます。

(※) 事前に手続きが必要になります。

投票できる期間は、選挙期日の公示日（告示日）の翌日から投票日の前日までの間です。

投票できる時間については、事前に滞在地の市区町村選挙管理委員会に電話等で確認してください。

不在者投票の投票手順・手続きは次のとおりです。

## **1. 投票用紙の請求**

勝浦市の選挙人名簿に登録されている人は、「投票用紙等の請求書兼宣誓書」に記入したうえで、勝浦市選挙管理委員会の委員長に対して、直接又は郵便等によって「投票用紙とその他関係書類」を請求してください。

(郵送先) 郵便番号 299-5292  
千葉県勝浦市新官1343番地の1  
勝浦市選挙管理委員会 行

(※) 手続きには郵便でのやりとりをすることとなりますので、速達による郵送をおすすめします。

## **2. 投票用紙・投票用封筒・不在者投票証明書の交付**

不在者投票事由があると認められると、投票用紙と投票用封筒のほか、不在者投票証明書が勝浦市から郵送で交付されます。自宅等で投票用紙に記入することは認められません。送付された文書の中には開封してはいけない旨の注意が記載されているものもありますので、開封せずにそのまま滞在地の市区町村選挙管理委員会に行き、不在者投票を行いたい旨を申し出てください。

滞在地の市区町村選挙管理委員会に行く前に、滞在地の市区町村選挙管理委員会に対して「投票できる時間」の確認や、投票に行く旨を電話等であらかじめ申し出ただけると手続きがスムーズに進みます。

## **3. 投票手続き**

投票用紙などの交付を受けたら、それを持って選挙期日の公示日（告示日）の翌日から投票日の前日までに滞在地の市区町村選挙管理委員会に行ってください。（市区町村間で郵送での手続きが発生しますので、投票はできるだけ早い日に済ませていただけないと貴重な一票が無駄にならないません。）

実際の投票については、滞在地の市区町村選挙管理委員会の担当から説明を受けて投票してください。